

主な職種別の有効求人・求職状況(新卒除く)

2018年 3月

(東京都内)		一般常用			パート常用		
職種		求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率
管理的職業		2,348	1,612	1.46	13	75	0.17
専門職	開発技術者	1,888	856	2.21	38	87	0.44
	製造技術者	1,298	1,205	1.08	84	185	0.45
	建設・土木技術者	7,864	949	8.29	183	138	1.33
	情報処理・通信技術者	17,431	3,951	4.41	170	241	0.71
	保健師・助産師・看護師等	5,185	1,618	3.20	3,819	1,065	3.59
	社会福祉専門の職業	9,350	2,355	3.97	5,385	1,160	4.64
事務系	一般事務	18,868	35,448	0.53	9,482	13,462	0.70
	会計事務(経理)	2,432	3,787	0.64	909	722	1.26
	営業販売関連事務	4,297	4,157	1.03	1,011	675	1.50
販売・営業系の職業		34,211	11,076	3.09	9,487	2,574	3.69
介護サービス		12,906	2,259	5.71	10,364	1,140	9.09
飲食物調理の職業		13,654	2,331	5.86	12,345	1,786	6.91
接客・給仕の職業		13,175	1,573	8.38	9,712	928	10.47
居住施設・ビル等の管理		1,567	1,071	1.46	2,604	706	3.69
保安・警備の職業		9,792	671	14.59	7,016	304	23.08
生産工程・労務系	金属材料製造等	1,515	638	2.37	165	80	2.06
	製品製造・加工処理	2,372	1,940	1.22	1,938	626	3.10
	機械組立の職業	681	666	1.02	196	133	1.47
	機械整備・修理の職業	2,373	478	4.96	205	49	4.18
	製品検査	171	71	2.41	153	34	4.50
	自動車運転の職業	7,152	1,999	3.58	2,599	525	4.95
	建設・土木作業の職業	5,537	808	6.85	151	91	1.66
	運搬の職業	3,439	2,080	1.65	2,485	590	4.21
	清掃の職業	2,926	1,635	1.79	12,884	2,707	4.76
	その他の労務の作業		1,470	6,824	0.22	2,869	6,078

◎ 求人倍率、有効求人・求職数とは

- ☆ 求人倍率 経済指標のひとつ。求職者(仕事を探している人)1人に対し、何人分の求人があるかを示すもので、例えば求人倍率が1.0倍より高いということは、仕事を探している人の数よりも、求人の方が多いということです。
- ☆ 有効求人数 先月から繰り越した求人数に、当月新たに発生した求人数を合計したものです。
- ☆ 有効求職者数 有効求人数と同様に先月から繰り越した求職者数に、当月新たに発生した求職者数を合計したものです。

⚠ 求人票の見方<<加入保険>>

- ☆ 雇用保険 1人でも従業員のいる事業主は加入が義務付けられています。労働者が失業した時に再就職先を探す求職活動中の生活の安定を図ることを目的とした「失業給付」が中心。このほか一定の要件により、資格取得のための教育訓練の受講料の補助を目的とした「教育訓練給付金」等の制度もある。保険料は事業主及び労働者が負担するほか、国庫負担もある。
- ☆ 労災保険 正式には「労働者災害補償保険」という。雇用保険とセットで「労働保険」と総称される場合もある。1人でも従業員のいる事業主は加入が義務付けられている。労働者が業務に起因して病気やけがをした場合や、通勤途上での事故等、その治療や休業中の補償を行うもの。保険料は全額、事業主が負担する。
- ☆ 健康保険 企業が設立した「健康保険組合」が運営する「組合管掌健康保険」と健康保険組合に属さない企業に適用する「政府管掌健康保険」がある。法人の場合は1人以上、それ以外でも原則5人以上常時使用する労働者がいる企業は加入が義務付けられている。労働者や扶養する家族等が病気やけが、出産や死亡の際に医療給付等を行う。保険料は企業と労働者が折半で負担する。
- ☆ 厚生年金保険 健康保険とセットで「社会保険」と呼ばれる。法人の場合は1人以上、それ以外でも原則5人以上常時使用する労働者がいる会社は加入が義務付けられている。20歳以上の国民全員が加入する国民年金(基礎年金)に上乗せされる年金で、老後の所得保障の支柱となるもの。保険料は企業と労働者が折半で負担する。